

本来あるべき税制とは

- 日本は世界に冠たる経済大国ですが、国内においては格差が拡大し、生活困窮者や失業者・不安定雇用者が増えるなど疲弊を強めています。
- そうした事態を生んだ大きな要因の一つが不公平税制です。税金を通じて、国民の所得が大企業や高額所得者に移転しています。
- 民主的な税制への転換で安心して働き暮らしていける社会をつくるべきです。

1. 生活費に課税してはなりません

- ◆所得税の基礎控除・扶養控除は一人年間38万円、住民税においては33万円しかありません。しかも16歳までの扶養控除は廃止されてしまいました。また消費税は子どもや所得のない者の買い物にもかかっています。こうした最低生活費への課税は、憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反しています。

2. 大衆的な消費課税は廃止すべきです

- ◆最低生活費に課税する制度は憲法違反です。
 - ◆低所得者ほど負担が重い「逆累進」課税です。
 - ◆消費税は購買力を奪い、景気の足を引っ張っています。
 - ◆中小業者は取引先・お客様から消費税分をもらえず、自腹を切って納税しています。その結果、滞納が増え、事業閉鎖に追い込まれています。
 - ◆非正規雇用を増やすリストラ促進税制です。
 - ◆輸出大企業には上位10社だけで年間8千億円もの消費税が還付されています。
 - ◆消費税導入と同時に法人税が減税され、国民の支払った消費税（1989年から2011年までに238億円）のほとんどが法人税減税（同期に223億円）に消えました。言い換えれば、国民が大企業に寄付をしたことになります。
- <詳しくは別項をご覧ください>

3. 税金は能力に応じて公平に負担すべきです

- ◆税制の本来の役割として「所得の再配分」機能が大切です。そのためには次のような原則が求められます。
- *すべての所得を総合して、累進税率とすること
- *勤労所得には軽く、金融投機など不労所得には重くすること

*中小企業には税率を低くし、大企業には高くすること

4. 主権在民の憲法にもとづく申告納税制度を擁護・発展させるべきです

- ◆国税通則法第16条は「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則」としていますが・・・
 - *労働者は源泉徴収制度によって申告権を奪われています
 - *住民税・固定資産税・国民健康保険税は申告でなく賦課課税となっています
 - *中小業者・農家などに対して強権的な税務調査が行われ、不当課税があとを絶ちません
- ◆税徴収において、預金・年金・福祉手当・生命保険・売掛金などの差押えが増え、営業と生活が壊されています。
- ◆国保税（料）滞納によって医療を受ける権利が奪われています。

5. 住民主人公にふさわしい地方財政を確立すべきです

- ◆「地方自治」は憲法の柱であるにもかかわらず、国に税収が集中し、国が地方自治を支配する構造がつくられています。その構造の中で、地方財政の危機も進行しています。
- ◆国が地方交付金や補助金を削減し、固定資産税や国保税（料）を増やさせる仕組みは、もはや住民・中小企業の担税力の限度を超えています。

6. 納税者が税金の使途について発言し、監視し、是正する権利を保障すべきです

- ◆国は税収と使途について、詳しい情報を国民に提供すべきです。しかし実際には正しい情報を出さず、不公平税制を維持・拡大するために恣意的な情報を流し、世論誘導しています。